

海産物の強引な勧誘電話に注意！

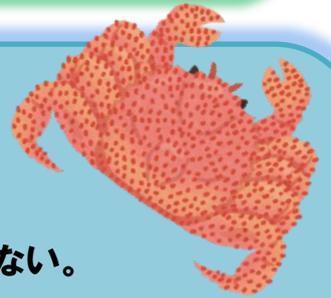
【相談事例1】海産物購入の勧誘電話があった。

コロナ禍で収入が減り困っていると言われ、
購入を承諾したがよく考えると解約したい。
業者に連絡したいが、いつ電話してもつながらない。



【相談事例2】カニの勧誘電話があった。

「いらない」と断ったがしつこく勧誘され、承諾していないにもかかわらず、「送ります」と言われ電話が切れてしまった。
送られてきたらどうしたらよいか。



トラブル回避策

事例のような相談が消費生活センターに多く寄せられています。
トラブルに遭わないために、日頃から次のことを心がけましょう！



- ・見知らぬ事業者からの**突然の電話**には**用心**しましょう。
- ・断るときは「**いきません**」「**必要ありません**」と**大きな声で、はっきり**と言いましょ。
- ・承諾していないにも関わらず送られて来た場合は、契約は成立しておらず、ただちに処分が可能です。
- ・生鮮食品でもクーリング・オフができます！あきらめないで最寄りの消費生活センター・相談窓口にご相談しましょう。

※電話での勧誘を受けて契約した場合は、8日以内であればクーリング・オフができます。

困ったな・・・と思ったら、消費者ホットライン188にすぐ電話！

最寄りの消費生活相談窓口をご案内します。1人で悩まず相談しましょう！